

(厚生労働省提出資料)

平成24年4月18日

兵庫県 地域振興課

丹波県民局

田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和の特区提案の修正内容

1 特区提案の修正内容

(1) 伝統工芸品の製造者

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく国又は県の指定する伝統工芸品の製造者のうち、宿泊が必要な伝統工芸品製造体験であることが確認できる実施計画^{*}を市に提出し、市が認定した者に限る

(2) NPO法人等

市が策定する「集落の活性化及び空き家活用計画」に基づき、地元に着して、都市と農村との交流事業や農林漁業体験民宿事業を行うことが確認できる実施計画^{*}を市に提出し、市が認定した者に限る

※ 具体的な確認条件については、今後、市と調整。

2 修正の考え方

これまでの生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、提案の内容は、「農家民宿のように、体験にあたり宿泊の必要性が認められない」との意見がありました。

農家民宿は、早朝の農作業体験等のために宿泊が必要であることや、農家体験を通じた新規就農者の確保など農村地域の振興を図る目的から、例外的に規制緩和が認められているものです。

そこで、本特区提案の対象者についても、農家民宿に準じて、製造体験にあたり宿泊が必要であることや、農村地域の振興につながる事業であることを市が認める場合に限定することとします。(規制緩和の適用を受ける対象を既提案よりも絞り込む(限定する)こととしたものです。)